

博多阪急エメラルドカード会員特約

一般条項

第1条（総則）

1. 本特約は、株式会社ペルソナ（以下「ペルソナ」という）、株式会社阪急阪神百貨店（以下「阪急阪神百貨店」という）、株式会社阪急阪神カード（以下「阪急阪神カード」という）の三社（以下「三社」という）および三菱UFJニコス株式会社（以下「三菱UFJニコス」という）の四社（以下「四社」という）が提携して発行する「博多阪急エメラルドカード」（以下「本カード」という）の四社提携によって生じる事項について定めるものです。
2. 本特約とペルソナおよび阪急阪神カードが定める「博多阪急エメラルドカードポイントプログラム規定」および三菱UFJニコスが定める「MUFJカード個人会員規約」（以下「会員規約等」という）とが抵触する場合、本特約が優先し適用されるものとします。
3. 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き、会員規約等の定義によるものとします。
4. 会員規約等より Mastercard®ブランドに関する規定は適用されないものとします。
5. 本特約が変更され、変更内容を通知した後または新特約を送付した後に会員が本カードを利用したときは、会員は当該変更内容または新特約を承認したものとみなします。

第2条（会員と本カードの貸与）

1. 本カードの申込者は、本特約および会員規約等（以下これらを総称して「本規約等」という）を承認のうえ、四社に入会を申込むものとします。
2. 四社が本カードの本会員または家族会員として入会を承認した方を会員（以下「会員」という）といい、会員は四社の会員資格を有するものとします。
3. 本カードの所有権は四社に属し、四社は会員に本カードを貸与します。本カードに印字された会員本人以外は利用できません。

第3条（特典およびサービスの利用）

1. 会員は、ペルソナおよび阪急阪神カードが提供する博多阪急エメラルドカードポイントサービス等の付帯サービスを利用することができ、会員が利用できる付帯サービス及びその内容については、当該サービスを提供する者が書面その他の方法により通知または公表するものとします。なお、会員は、付帯サービスの利用などに関する規約・規定・特約などがある場合は、それに従うものとします。
2. 会員は、付帯サービスについて、会員への通知または公表のうえ、変更もしくは中止される場合があることをあらかじめ承認するものとします。
3. 会員は、三菱UFJニコスが提供する「グローバルポイント」を利用することはできません。

第4条（年会費）

本カードの年会費は、MUFJカード個人会員規約に記載の金額にかかわらず、以下のとおりとします。

(税別)

本会員	1,000円*1
家族会員	1名様につき400円*2

*1 本カードの場合、本会員の入会初年度の年会費は無料とします。

*2 家族会員の年会費は、本会員の年会費請求月にあわせての請求となります。なお、家族会員の年会費は、家族会員として入会後から本会員の年会費請求月までの間は生じないものとします。

第5条（退会）

1. 会員は本カードを退会する場合、原則として本カードを添え、所定の届出用紙により、三菱UFJニコスに届け出るものとします。
2. 会員は前項により、四社すべてに同時に退会を申し出たものとし、本規約等に基づき四社全てから退会となるものとします。

第6条（会員資格の取消等）

1. 会員に四社の提供する特典・サービスを受けるにあたり不正な行為があった等、四社のうちいずれかの会員資格を有するに不相当であると認められた場合、四社は、本規約等に基づき、各々の判断により、何らの通知、催告を要しないで当該会員の会員資格を取消することができるものとします。これにより本会員が四社のうちいずれかの会員資格を喪失した場合、その家族会員も当然に当該四社のうちいずれかの会員資格を喪失するものとします。
2. 会員が四社のうちいずれかの会員資格を喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。
3. 前項により会員が本特約による会員資格を喪失した場合、同時に四社すべての会員資格も喪失するものとします。
4. 会員が四社の会員資格を喪失した場合、ただちに本カードを三菱UFJニコスに返却し、または本カードに切り込みを入れて破棄するものとします。

三菱UFJニコスの個人情報の取り扱いに関する同意条項

第7条（個人情報の取得、提供および利用に関する同意）

1. 本カードの本会員入会申込者、本会員、家族会員入会申込者および家族会員（以下「会員等」という）は、三菱

UFJニコスが取得した以下各号の情報（以下「個人情報」という）の保護措置を講じたうえで三社に提供し、三社が以下各号の目的のために利用することに同意するものとします。

(1) 提供する情報

- ①本カードの申込書に記載された情報、および四社の会員規約等に基づき届け出のあった本カードの会員等の情報
- ②本カード申込みに対する審査の結果（その理由を除く）
- ③本カードの申込みにより発行されるカード会員番号・有効期限および変更後の会員番号・有効期限
- ④カード会員番号が無効となった事実（その理由を除く）
- ⑤会員が会員資格を喪失した事実（その理由を除く）
- ⑥会員の本カードの利用に関する、利用日・利用金額・利用店名等の利用状況、契約内容に関する情報

(2) 利用目的

- ①本カードの発行・管理、博多阪急ポイントサービスの提供、会員からの利用状況照会の対応および会員利用分析
- ②三社のカード関連事業や情報提供サービス関連事業における新商品、新機能、新サービス等の開発、市場調査・マーケティング活動および宣伝広告物送付等の営業案内

2. 会員は、前項(2)②の同意の範囲内で三社が当該情報を利用している場合、三社に対してその中止を申し出ることができます。

阪急阪神百貨店およびペルソナの個人情報の取り扱いに関する同意条項

第8条（個人情報の収集、保有、利用）

1. 会員等は、阪急阪神百貨店とペルソナの二社（以下「二社」という）が、会員管理および会員に対する各種サービスの提供等の事業活動を運営するために、必要な保護措置を講じたうえで、以下の個人情報を収集し、利用することに同意するものとします。

- (1) 氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、勤務先等、会員等が入会申込時および会員が変更を届け出た事項および申告した事項（以下「属性情報」という）
- (2) 入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、会員等と二社の契約内容に関する事項
- (3) 商品名（阪急百貨店および阪神百貨店利用分のみ）、支払区分、利用日、利用金額等、カードの利用内容に関する事項（以下「利用情報」という）
- (4) カードの発行・管理のために、二社が共有した事項
 - ①申し込みに対する審査の結果。ただし承認とならなかった理由は共有しない
 - ②カードの会員番号・有効期限および変更後の会員番号・有効期限
 - ③会員番号が無効となった事実。ただし無効となった理由は共有しない
 - ④会員が会員資格を喪失した事実。ただし喪失となった理由は共有しない

(5) 商品やサービス、あるいは会員特典に関わる情報等に関するアンケート等お答えいただいた事項

2. 会員は、サービス提供契約に基づきペルソナと個人情報提供に関する契約を締結したH₂O リテイリンググループ各社が、以下の目的に必要な範囲において属性情報、利用情報および前項(2)を共同利用することに同意するものとします。共同利用に係る個人情報の管理について責任を有するものは、ペルソナ（お問い合わせ窓口・お客様相談室（本特約末尾記載））とします。なお、H₂O リテイリンググループ各社の社名につきましては、本特約末尾記載のエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社のURLをご覧ください。

(1) 会員に対し、H₂O リテイリンググループ各社の商品やサービス、営業案内あるいは会員特典に関わる情報や物品などを提供するため。ただし、会員は、本項の営業案内の送付停止または再開の申請を、ペルソナに対して行うことができます。

(2) 市場調査、商品開発、リニューアルなどのためのマーケティング活動のため。

3. ペルソナおよびH₂O リテイリンググループ各社は、前項により共同利用する個人情報を厳正に管理し、会員のプライバシー保護に十分な注意を払うとともに、前項の目的以外には使用しないものとします。

4. 会員は、業務委託に関し、以下の各号についてあらかじめ異議なく承認するものとします。

(1) 二社およびH₂O リテイリンググループ各社が、各々個人情報提供に関する契約を締結した委託先に対して、次の業務を委託すること。

- ①第2項(1)および第9条第1項(1)に定める宣伝印刷物などの送付による営業案内業務
- ②カードの情報処理などのコンピュータ事務およびこれらに付随する事務等の業務

(2) 二社およびH₂O リテイリンググループ各社が、前号の業務委託に必要な範囲内で、会員に関する属性情報を委託先に預託すること。

第9条（営業活動等の目的での個人情報の利用等）

1. 会員は、第8条第1項に定める利用目的に加え、二社が以下の目的のために個人情報を利用することに同意するものとします。

(1) 二社およびペルソナが提携するサービス提供会社の特典、商品、サービス、営業案内等の送付のため。ペルソナが提携するサービス提供会社につきましては、本条末尾記載のペルソナURLをご覧ください。

(2) 市場調査、商品開発、リニューアルなどのためのマーケティング活動のため。

2. 会員は、前項（１）の各種案内の送付停止または再開の申請を、二社に対して行うことができます。送付停止等に関する問い合わせ先は本条末尾記載の問い合わせ窓口とします。ただし、ご利用代金明細書送付時およびカード送付時に同封されるパンフレットその他案内物およびカード利用に関わる重要な案内物については、送付停止の対象にはなりません。

阪急阪神カードの個人情報の取り扱いに関する同意条項

第10条（用語の定義）

本特約において、用語の意味は次の各号に定義されるところに従うものとします。

- （１）「阪急阪神ホールディングスグループ各社」とは、阪急阪神ホールディングス株式会社の有価証券報告書記載のグループ会社または阪急阪神ホールディングス株式会社がホームページに掲載しているグループ会社をいいます。
- （２）「サービス提携先」とは、阪急阪神カードとサービス提携に関する契約を締結した法人・団体をいいます。
- （３）「業務受託業者」とは、阪急阪神カードが特定の業務に関し委託契約を締結した法人・団体をいいます。

第11条（個人情報の取得・利用・預託に関する同意）

1. 会員等は、阪急阪神カードが以下の業務を行うことを目的として、保護措置を講じた上で会員等に関する本カードの個人情報を取り扱うことに同意するものとします。
 - （１）阪急阪神カードが本カードを発行し、阪急阪神カードの会員管理及び会員に対する各種サービスの提供等阪急阪神カードの正当な事業活動を運営するために必要な以下の個人情報を、取得・利用すること。
 - ①氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等、会員等が入会申込時及び入会後に届け出た事項および申告した事項
 - ②入会申込日、入会承認日、利用可能枠等、会員等と阪急阪神カード又はサービス提携先との契約内容に関する事項
 - ③会員の本カードの利用により発生した客観的取引事実に基づく内容
 - ④本カードの発行・管理のために、阪急阪神カード及びサービス提携先が共有する事項
 - イ）申込に対する審査の結果（但し承認とならなかった理由は共有しない）
 - ロ）本カードの会員番号・有効期限及び変更後の会員番号・有効期限
 - ハ）会員番号が無効となった事実（但し無効となった理由は共有しない）
 - ニ）会員が会員資格を喪失した事実（但し喪失となった理由は共有しない）
 - （２）阪急阪神カードが上記以外で以下の目的のために、個人情報を利用すること。
 - ①阪急阪神カードの事業遂行のための新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査
 - ②阪急阪神カードが、会員に対して行う阪急阪神カード及び阪急阪神カード以外の宣伝広告物送付等の営業案内
2. 会員等は、阪急阪神カードが会員等から同意を得た場合や会員等が当事者である契約の準備又は履行のために必要な場合及び届け出事項の変更が生じた場合等の際に、会員等に関する個人情報を当該会員等から取得・利用することに同意するものとします。
3. 会員等は、阪急阪神カードにおける会員管理及び会員に対する各種サービスの提供等阪急阪神カードの正当な事業活動を運営することを目的として、業務受託業者に対し、阪急阪神カードが個人情報の保護措置を講じた上で個人情報を預託することに同意するものとします。
4. 阪急阪神カードの具体的な事業内容については、阪急阪神カード所定の方法（インターネットの阪急阪神カードホームページ <http://stacia.jp/>への常時掲載）によって公表します。

第12条（共同利用者及び阪急阪神ホールディングスグループ各社との個人情報に関する同意）

1. 会員等は、第11条第1項で同意された目的の範囲内で、阪急阪神カードと以下の共同利用する会社が会員に関する個人情報を共同利用することに同意するものとします。なお、共同利用における以下の項目は、阪急阪神カードホームページにて公表します。
 - （１）共同利用する個人データの内容
 - （２）共同利用の目的
 - （３）共同利用する会社
 - （４）共同利用する個人情報の管理者
2. 阪急阪神カードは、共同利用する会員の情報について、共同利用する会社とその取扱いに関する契約を締結するなどして、会員の個人情報保護に十分注意を払うものとします。
3. 会員は、阪急阪神カードが第11条第1項（１）の個人情報を、保護措置を講じた上で阪急阪神ホールディングスグループ各社に提供し、阪急阪神ホールディングスグループ各社が、正当な事業活動として行うもののうち、新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査、会員への宣伝広告物送付等の営業案内を行うために利用することに同意するものとします。
4. 第1項および第3項に拘わらず、次に掲げる場合については、個人情報の提供に関して会員等の同意を必要としないものとします。
 - （１）法令に基づく場合
 - （２）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - （３）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - （４）国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力

する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障をおよぼすおそれがあるとき

四社の個人情報の取り扱いに関する同意条項

第13条（個人情報の開示、訂正、削除）

会員等は、四社に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。四社に開示を求める場合には、本特約末尾記載のお問い合わせ窓口にご連絡ください。開示手続の詳細についてお答えします。また、開示請求手続につきましては、四社所定の方法（インターネットのホームページへの常時掲載等）によってもお知らせしております。

万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、四社はすみやかに訂正または削除に応じます。

第14条（個人情報の取り扱いに関する不同意）

四社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、また本規約等に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会をお断りすることや、退会の手続きをとることがあります。なお、第7条第1項（2）②および第8条第2項（1）、第9条第1項（1）、第11条第1項（2）に同意しない場合でも、それを理由に入会を断ることや退会の手続きをとることはありません。本条に関する申し出は、下記のお問い合わせ窓口にご連絡ください。

[お問い合わせ窓口]

個人情報の開示、訂正、利用中止のお申し出については、下記にご連絡ください。

株式会社ペルソナ お客様相談室

住所：〒530-0013 大阪市北区茶屋町19番19号 アプローズタワー15階

電話番号：06-6373-2600 092-419-6200

URL：<http://www.persona.co.jp>

株式会社阪急阪神百貨店 博多阪急エメラルドカード担当

住所：〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街1番1号

電話番号：092-461-1381（代表）

<共同利用先の確認>

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 ホームページ

URL：<http://www.h2o-retailing.co.jp>

株式会社阪急阪神カード お客様相談窓口

住所：〒530-0012 大阪市北区芝田1-16-1

電話番号：06-6375-6488

URL：<http://stacia.jp/>

三菱UFJニコス株式会社 MUFJカードコールセンター

住所：〒113-8411 東京都文京区本郷3-33-5

電話番号：ナビダイヤル0570-050535または03-5489-6165

URL：<http://cr.mufg.jp>

（2017年8月）